

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

緊急事態宣言の再延長に伴う都立学校の対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 5 月 7 日付 3 教総総第 365 号「緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について (依頼)」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

(略)

新型コロナウイルス感染症の流行の主体となっている変異株は、若年層にも感染のリスクが高く、重症化が懸念されています。都立学校においては、前出の通知に示された対応を継続することとしますが、児童・生徒等の心身の健康の維持等のため、下記のとおり、配慮及び追加で対応していただくようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 分散登校

生徒の心身の健康等を維持するため、各学校長の判断の下、2 / 3 を上回る日を設定することもできる。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症対策の徹底について

○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和 3 年 5 月 21 日付「学校生活のコロナ対策 (動画・リーフレット) の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 部活動について

○大会等への出場や、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を行うに当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等、感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

(3) 学校行事について

○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

【その他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (教育庁総務部総務課内)